

設 計	校 合	リーダー	副課長	課 長

令和 8 年度 委託 ~~設計書~~ 仕様書

1 委 託 名 庁舎駐車場車両等誘導業務委託

2 施 行 場 所 川越市元町1丁目3番地1

3 積算原価(月額)

4 設計金額(月額)

5 委 託 内 容

開庁日において下記の業務を行う

1 庁舎駐車場の待機車両等誘導業務

2 庁舎駐車場の出入口部分における歩行者の安全確保業務

3 駐車場の整理業務等

6 施 行 理 由

駐車場周囲の混雑緩和と、歩行者等の安全の確保を図るため。

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

内 訳 書							第2号
名 称	数 量	単位	人	単 価	金 額	摘 要	
2 誘導業務(令和9年度・開庁日)							
4 月	21	日	4				
5 月	18	日	4				
6 月	22	日	4				
7 月	21	日	4				
8 月	21	日	4				
9 月	20	日	4				
2の計							
第3号							

内 訳 書						
						第2号
名 称	数 量	単 位	人	単 価	金 額	摘 要
2 誘導業務(令和9年度・開庁日)						
4 月	21	日	4			
5 月	18	日	4			
6 月	22	日	4			
7 月	21	日	4			
8 月	21	日	4			
9 月	20	日	4			
2の計						
内 訳 書						
						第3号

[illegible][illegible][illegible][illegible]

内 訳 書							第2号
名 称	数 量	単 位	人	単 価	金 額	摘 要	
2 誘導業務(令和9年度・開庁日)							
4 月	21	日	4				
5 月	18	日	4				
6 月	22	日	4				
7 月	21	日	4				
8 月	21	日	4				
9 月	20	日	4				
2の計							

内 訳 書							第3号
-------	--	--	--	--	--	--	-----

[illegible][illegible]

内 訳 書

第3号

内 訳 書

第3号

[illegible]

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

令和 8 年 度 業 務 委 託 仕 様 書

- 1 委 託 名 称 庁舎駐車場車両等誘導業務委託
- 2 施 行 場 所 川越市元町1丁目3番地1
- 3 積 算 原 価 (月額) 円
- 4 設 計 金 額 (月額) 円

5 委 託 内 容

閉庁日において下記業務を行う
1 庁舎駐車場の待機車両等誘導業務
2 庁舎駐車場の出入口部分における歩行者の安全確保業務
3 駐車場の整理業務等

6 施 行 理 由

駐車場周囲の混雑緩和と、歩行者等の安全の確保を図るため。

[illegible]

庁舎駐車場車両等誘導業務委託

仕 様 書

川 越 市

庁舎駐車場車両等誘導業務委託仕様書

1 目 的

本業務は、庁舎駐車場においての待機車両及び駐車場内の誘導整理等を行い、円滑な入出庫等ができるよう措置すると共に、歩行者等の安全を確保することを目的とする。

2 委託対象施設

庁舎南側駐車場、庁舎北側駐車場、元町第6駐車場

3 委託期間

令和8年10月 1日から令和9年9月30日まで（1年・12箇月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 支払い方法

毎月払い（請求については、開庁日分及び閉庁日分を分割のこと）

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載してください。

（※開庁日及び閉庁日の合算した金額を記入すること）

6 その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約は解除することができる。」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

7 就業日・時間及び就業人数・誘導箇所（開庁日）

（１）就業日・時間

就業日：開庁日（閉庁日を除く全ての日）

時 間：午前８時３０分から午後４時３０分まで

（軽微なスライド勤務、時間は発注者の指示により行うこと。）

（２）就業人数・誘導箇所

就業人数：４人

誘導箇所：図１、２のとおり

※議会月（６月、９月、１２月、３月）においては、【元町第６駐車場】に誘導員を配置すること。（誘導員配置図参照）

（３）その他

誘導員は、誘導員同士及び管財課と常時緊密な連携を図れる通信機器（トランシーバー等）を携帯すること。

8 就業日・時間及び就業人数・誘導箇所（閉庁日）

（１）就業日・時間

就業日：土、日、祝日、年末年始（１２月２９日、３０日、３１日、１月１日、２日、３日）

※川越まつりを除く。（１０月第三日曜日とその前日）

時 間：午前９時００分から午後５時まで（１人あたり６時間３０分勤務とする）

（スライド勤務するにあたり、上記時間に最低１名は勤務しており、誘導員がいない時間帯を作らないこと。）

（２）就業人数・誘導箇所

ア就業人数：４人（繁忙期：１月１日、２日、３日、５月３日、４日、５日）

誘導箇所：図３のとおり

イ就業人数：３人（繁忙期以外の日）

誘導箇所：図４のとおり

9 業務内容

（１）駐車場出入口部分等（道路及び場内も含む）の待機車両誘導業務及び歩行者等の安全確保業務。

（２）その他上記の業務を達成するために必要な業務。

（３）誘導員の配置箇所は図１～４のとおりとするが、発注者の指示により変更となる場合には、その指示により行うこと。

（４）駐車場出入りに伴う自転車の部分整理等も発注者の指示により行うこと。

（５）市庁舎北側駐車場出口付近において、路上に停車中のバスがあれば「バス乗降場」内に入場するように促し、また、アイドリング中であればやめるよう注意するとともにバス乗降場を利用する観光客の安全を確保すること。

- (6) 開庁日において発注者が駐車場利用者のうち観光客と思われる者への声掛けを指示した場合は、その指示に従うこと。
- (7) 閉庁日において来庁者用駐車場と誤認しないようシステムの切り替えをすること。
- (8) カーゲートや精算機等機器に不具合が起きた場合、初期対応を行い発注者に連絡すること。

1 0 警備業の認定及び管理技術者

本業務は、警備業法第2条第1項第2号に該当するため、当該区分の「警備員指導教育責任者」を選任すること。

1 1 提出書類等

受注者は、業務着手前及び各作業終了時に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 対人・対物保険加入証書の写し
- (3) 管理技術者等通知書
- (4) 警備業「認定証」の写し
- (5) 2号警備「警備員指導教育責任者証」の写し
- (6) 委託業務実施報告書
- (7) その他発注者が指定するもの

1 2 注意事項

- (1) 受注者は、誘導に起因して生じた事故に対処するため、対人3億円、対物1億円程度の保険に加入すること。
- (2) 誘導員は受注者の定めた制服・制帽を着用し、必要な誘導具を用いること。
- (3) 誘導員は本業務に際して正しい挨拶を励行するとともに、言葉遣い・態度等に十分注意し、親切丁寧を旨とすること。
- (4) 業務を遂行するうえで必要となる消耗品等は、受注者負担とする。
- (5) 緊急事態発生の場合は、直ちに発注者へ連絡するとともに、発注者の指示に従い行動すること。
- (6) 本仕様書は、委託の概要を示すものであるため、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない部分についても誠意をもって行うこと。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

別表

【 令和8年度 】

年 月	就 業 日	就業日数
令和8年10月	3日、 4日、10日、11日、12日 24日、25日、31日	8日
令和8年11月	1日、 3日、 7日、 8日、14日 15日、21日、22日、23日、28日 29日	11日
令和8年12月	5日、 6日、12日、13日、19日 20日、26日、27日、29日、30日 31日	11日
令和9年 1月	1日、 2日、 3日、 9日、10日 11日、16日、17日、23日、24日 30日、31日	12日
令和9年 2月	6日、 7日、11日、13日、14日 20日、21日、23日、27日、28日	10日
令和9年 3月	6日、 7日、13日、14日、20日 21日、22日、27日、28日	9日
閉庁日数合計		61日

【 令和 9 年度 】

年 月	就 業 日	就業日数
令和 9 年 4 月	3 日、 4 日、 1 0 日、 1 1 日、 1 7 日 1 8 日、 2 4 日、 2 5 日、 2 9 日	9 日
令和 9 年 5 月	1 日、 2 日、 3 日、 4 日、 5 日 8 日、 9 日、 1 5 日、 1 6 日、 2 2 日 2 3 日、 2 9 日、 3 0 日	1 3 日
令和 9 年 6 月	5 日、 6 日、 1 2 日、 1 3 日、 1 9 日 2 0 日、 2 6 日、 2 7 日	8 日
令和 9 年 7 月	3 日、 4 日、 1 0 日、 1 1 日、 1 7 日 1 8 日、 1 9 日、 2 4 日、 2 5 日、 3 1 日	1 0 日
令和 9 年 8 月	1 日、 7 日、 8 日、 1 1 日、 1 4 日 1 5 日、 2 1 日、 2 2 日、 2 8 日、 2 9 日	1 0 日
令和 9 年 9 月	4 日、 5 日、 1 1 日、 1 2 日、 1 8 日 1 9 日、 2 0 日、 2 3 日、 2 5 日、 2 6 日	1 0 日
閉庁日数合計		6 0 日

図 1 誘導員配置図：開庁日（議会月）

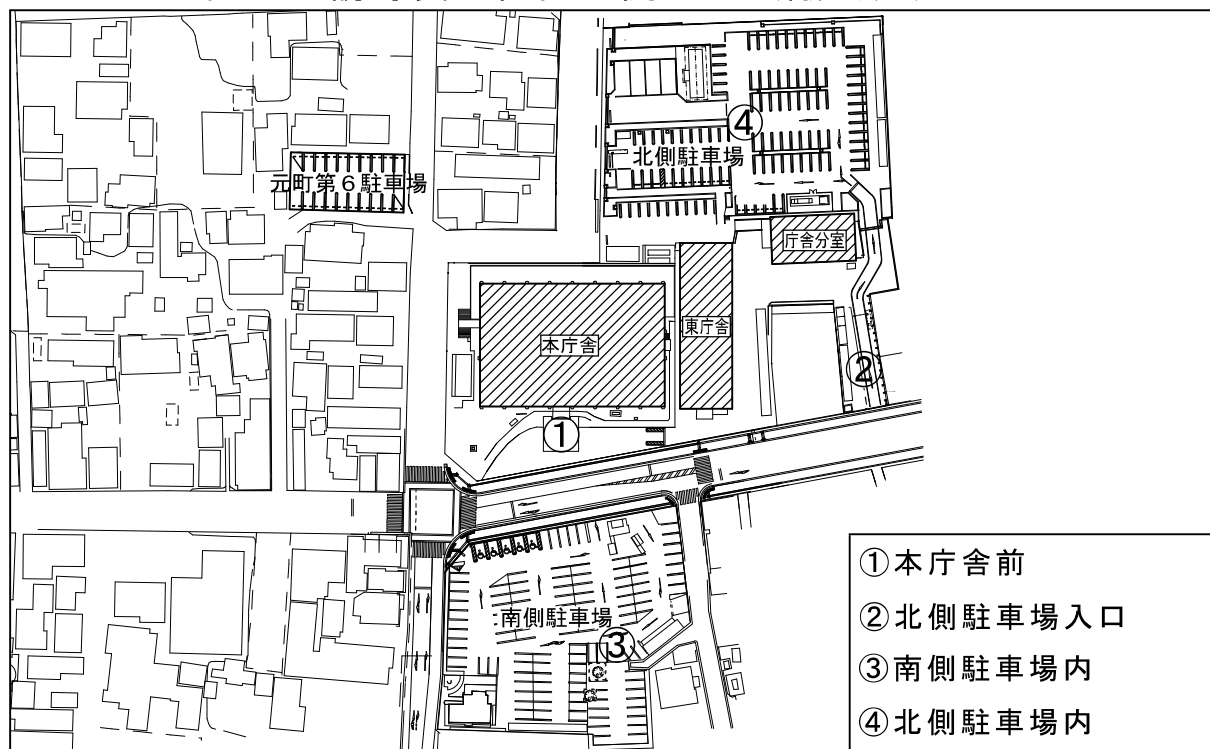
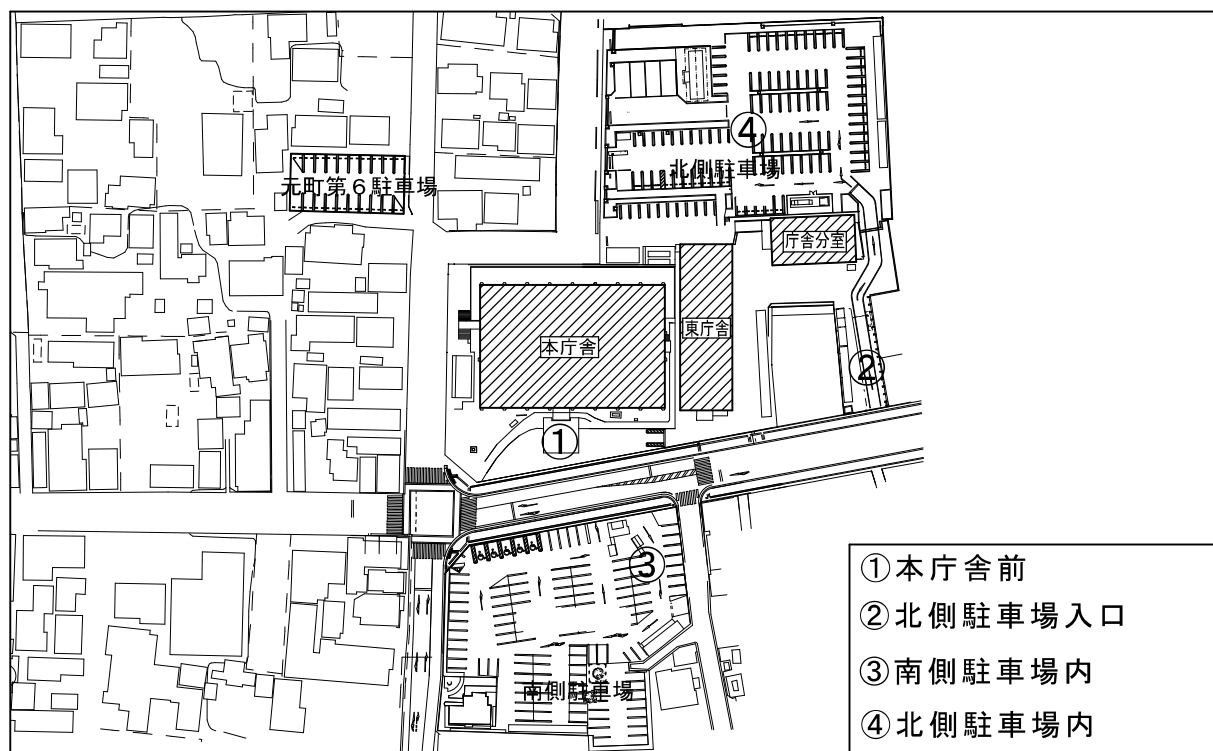


図 2 誘導員配置図：開庁日（一般月）



注）図 1、図 2 について

誘導員は、常時②、③、④に配置するよう計画し、従事者の休憩時間は、②、③、④が不在になることがないように計画すること。ただし、議会月において指示された時間帯については、④を【元町第6駐車場】に配置すること。

図 3 誘導員配置図：閉庁日（繁忙期）

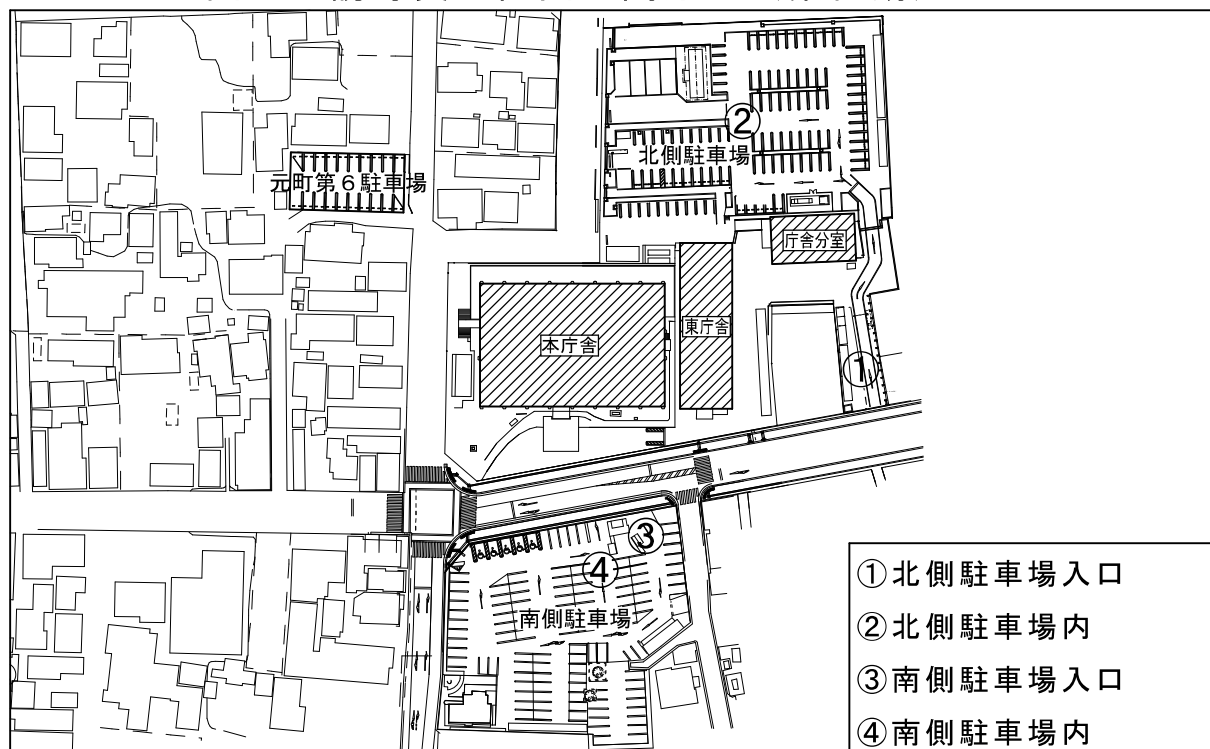
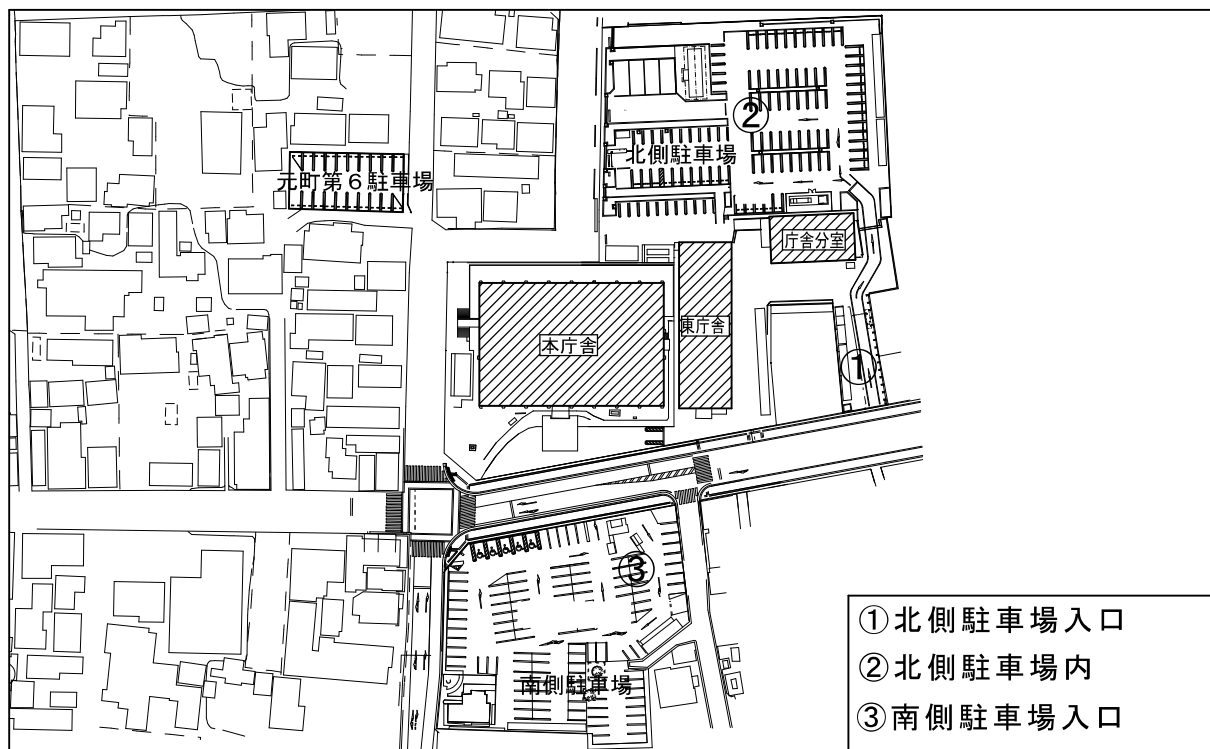


図 4 誘導員配置図：閉庁日（繁忙期以外の日）



注）図 3、図 4 について

誘導員は、常時①、③に配置するよう計画し、従事者の休憩時間は①、③が不在となることの内容に計画すること。